

# 三木市国民健康保険財政健全化計画について

～令和4年度からの3年間の税率が決まりました～

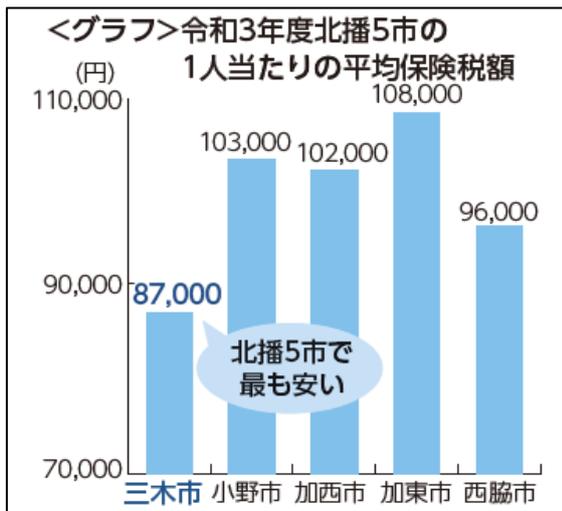
市の国民健康保険特別会計（以下、国保会計）は平成30年度から3年連続の赤字決算が続いており、財政の健全化は喫緊の課題となっています。

令和4年2月号の広報みきでもお知らせしましたとおり、将来にわたって安定的に国民健康保険（以下、国保）事業を運営できるよう、(市)国保運営協議会に諮問し、答申を受けて、国保財政健全化計画を策定しました。

12月議会において本計画に基づいて提案した国保税条例の改正が議決され、保険税率の改定が決定しました。令和4年度から国保税率が変更となりますので、お知らせします。



## 三木市の国保税は北播他市と比較して安い



令和3年度の北播5市の1人あたりの平均保険税額を比較すると、三木市が一番安くなっています。

その理由は、三木市は保険税額を低く抑えるために、赤字補てんのための繰入（以下、法定外繰入<sup>\*1</sup>）を行っています。また、法定外繰入を行ってもなお不足する分は赤字となっています。

※1 法定外繰入とは？

国保会計において、国保税だけでは医療費などの必要経費を賄えない場合、一般会計から不足を援助すること。

## 危機的な国保財政

国保会計は、平成30年度から3年連続で赤字決算が続いています。つまり、法定外繰入を行ってもなお財源が不足する事態が続いています。累積赤字額は、令和3年度末見込では約4.6億円となります。もしこのまま税率を据え置いた場合、令和6年度末には約13億円もの累積赤字が発生する見込みです。

区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	...	R6年度
決算収支額 (単年度赤字額)	△18,590千円	△178,817千円	△88,239千円	△1.8億円	...	△3.1億円
累積赤字額	△18,590千円	△197,407千円	△285,646千円	△4.6億円	...	△13.0億円

※令和3年度は見込値、令和6年度はこのまま税率を据え置きかつ法定外繰入も続けた場合の値

## 法定外繰入および累積赤字を解消させる必要があります

市の一般会計も貯金（基金）を取り崩す財政運営が続いており、財政健全化計画策定に向けて取り組んでいます。これ以上、福祉やまちづくりに充てられるための一般会計のお金を、国民健康保険税を安くするために使うことは、税負担の公平性の観点から続けることができません。



また、県は、同じ所得・同じ加入者構成なら、県内どこでも同じ税額となることをめざしています。そのため、国や県は法定外繰入の解消を強く求めており、解消できない場合は、より厳しい財政上の措置（補助金の減額など）が講じられる可能性もあります。

従って、令和4年度に限り法定外繰入を行います。令和5年度以降は法定外繰入に頼らない国保会計の運営をめざします。

## 市の適用税率と県の示す標準保険税率

平成30年度に国保改革が行われ、国保事業は県と市が共同で運営することとなりました。その際、県全体で医療費などを賄うために、市は「納付金<sup>※2</sup>」を県へ納めることになりました。

納めていただく国保税は、県へ納める納付金や保健事業などに使われます。県は、各市町が必要な額を加入者から徴収することができるように、毎年、標準保険税率を示してきます。つまり、県の示す標準保険税率と市が適用する保険税率が同水準になれば、単年度収支は均衡することとなります。

### ※2 納付金

H30年度からは、県全体で県全体の国保加入者の医療費を賄う制度となっています。

県が必要な医療費を算定し、それを各市町に納付金として配分します。市町は県が示した納付金を県へ納める必要があります。

<表>平成30年度・令和3年度の「市の適用税率」と「標準保険税率」の比較

(単位：％、円)

H30年度	基礎課税分(医療分)			後期高齢者支援金分			介護納付金課税分			合計		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
適用税率	6.50	25,000	20,000	2.30	9,000	7,000	2.00	8,000	6,000	10.80	42,000	33,000
標準保険税率	7.13	28,722	20,195	2.60	10,508	7,388	2.26	11,743	5,501	11.99	50,973	33,084

R3年度	基礎課税分(医療分)			後期高齢者支援金分			介護納付金課税分			合計		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
適用税率	6.50	25,000	20,000	2.30	9,000	7,000	2.00	8,000	6,000	10.80	42,000	33,000
標準保険税率	8.06	33,314	22,908	2.81	11,328	7,790	2.56	13,011	6,595	13.43	57,653	37,293

表から分かるように、三木市の適用税率は県の示す標準保険税率よりも低い税率となっています。

平成30年度は、10年ぶりに国保税率の改定（約9%の増）を行いました。しかし、市民生活への影響に配慮し、標準保険税率より低い税率としました。この差を、法定外繰入で補てんする見込みでしたが、加入者数の減少などにより税収が減ったため、赤字が生じました。

令和元年度以降も、医療費が増えていることから、標準保険税率は上がり続けています。しかし、市は新型コロナウイルス感染症の影響などを考慮し、市の適用税率の改定は行わず、据え置いてきました。そのため、法定外繰入を行ってもなお、赤字が発生する状況が続いています。

### 法定外繰入をせずに単年度収支を均衡させるためには

法定外繰入をせずに単年度収支を均衡させるためには、市の適用税率を標準保険税率と同水準にする必要があります。

しかし、令和4年度から一気に標準保険税率と同水準にすると、約30%もの税率改定が必要となることから、急激な税率の引き上げを緩和させるため、令和4年度に限り法定外繰入を行います。また、令和4年度から令和6年度の3年間で標準保険税率と同水準にすることとしました。

(単位：%、円)

	基礎課税分(医療分)			後期高齢者支援金分			介護納付金課税分			合計		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
R4	7.6	31,000	23,000	2.6	10,000	7,500	2.3	11,000	6,500	12.5	52,000	37,000
R5	9.0	37,000	25,500	2.9	11,500	7,500	2.7	13,500	7,000	14.6	62,000	40,000
R6	9.1	38,500	26,000	3.0	12,000	8,000	2.8	14,000	7,500	14.9	64,500	41,500

令和6年度の適用税率が県の示す標準保険税率と同水準になることをめざします。

1人当たりの平均税額は、令和3年度は87,000円であるものが、令和6年度は121,000円となります。それに伴い、1回当たりの納税額が平準化されるように、納期回数を段階的に増やします。

区 分	現行	改定		
	R3	R4	R5	R6
1人当たりの平均税額	87,000円	102,500円	118,000円	121,000円
	増率	-	17.8%	15.1%
(普通徴収の納期回数)	8回	9回	10回	10回
1回当たり納税額	10,875円	11,389円	11,800円	12,100円

## 令和3年度までの累積赤字の解消

令和3年度末の累積赤字は約4.6億円となる見込みです。この赤字は、一般会計と国保会計で折半することにより解消します。

具体的には、急激な税率の引き上げを緩和させるため、半額の2.3億円を一般会計から法定外繰入を行い、残りの半額を一般会計から借り入れます。借り入れた2.3億円については、赤字が解消された後、10年以上の長期にわたり返済していきます。

## 今回の税率改正は「本来あるべき税率に戻す」ための改正です

これまで、市の政策として、法定外繰入や赤字を計上することにより、国民健康保険税を低く抑えてきました。しかし、「将来にわたって安定的に国保事業を運営すること」や「税負担の公平性」の観点から、これまでの運営方法を続けることができません。

そのために、市の適用税率が標準保険税率と同水準になることをめざします。納めていただく国保税が増えることとなりますが、「本来お支払いいただくべき額に戻す」ための改正です。

今回、令和6年度までの税率を定めましたが、国保制度を取り巻く環境に変化が生じた場合は、計画の進捗状況や計画の実効性を勘案しつつ、必要に応じ見直しを行います。



## 税率改正により令和4年度の国保税額はどうなる？

令和4年度のおおよその税額を知るためのシートを同封いたします。令和3年度の課税額を基に計算する様式ですので、実際の課税額とは異なりますが、参考としてご利用ください。

## 特定健診を受診しましょう

国保加入者の方で40歳以上の方は、三木市の特定健診（町ぐるみ健診）を受けていただく必要があります。

三木市の健診受診率は県内でも大変低いです。健診の受診は、疾病の早期発見、早期治療につながります。「面倒だから」「自分に限って」と過信せず、自分のため、大切な人のために、年に1回、必ず、特定健診を受診しましょう。

特定健診の受診率の向上は、県補助金の増額にもつながります。このため、特定健診受診料を無料とし、国保加入者の方が受診しやすい環境を整えていきます。



★令和3年度は「2月末」まで個別健診で受診できます！ 詳細は市ホームページをご確認ください！

